

平成 29 年度 京都府入札制度等検討委員会（第 1 回） 議事概要

開催日時及び場所	平成29年8月28日（月） 午後3時00分～4時40分 御所西 京都平安ホテル	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法科大学院教授） 委員 <small>かわかつ</small> 川勝 <small>たけし</small> 健志（京都府立大学公共政策学部准教授） 委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾（ジャーナリスト(元京都新聞論説委員)） 委員 <small>つねみね</small> 常峰 <small>かずこ</small> 和子（公認会計士） 委員 <small>やました</small> 山下 <small>のぶこ</small> 信子（弁護士）	
議 事 概 要	1 開会 [あいさつ（前田総務部副部長）] 2 議事 （1）平成28年度入札実施状況等について （2）平成29年度入札契約制度等の改善に向けた取り組みについて （3）その他 ◇平成28年度入札実施状況等や平成29年度入札契約制度等の改善に向けた取り組みについて報告し、委員から意見を聴取した。 ◇京都府における建設工事の一般競争入札における一者入札への対応についてや女性活躍推進法に基づく取り組み等について報告し、委員から意見を聴取した。 ◇各委員から出された意見を踏まえ、入札制度の情報収集や的確な運用に努めるとともに、今後とも継続して、入札制度の運用状況等について検証を行うこととした。	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

2 議事

(1) 平成28年度入札実施状況等について

意見・質問	回 答 等
<p>◇くじ発生率は、事前公表より事後公表の方が低くなる傾向にあると思われるが、平成28年度は事後公表案件において、事前公表案件に比べ明らかにくじ発生率が低くなっている。一方、平成26、27年度においては、事前・事後でくじ発生率に差がないようだが、その理由は何か。また、くじ発生率が急激に上昇しているのは、競争が激化していることが要因か。</p>	<p>◇資料1ページのとおり、平成28年度はくじの発生率は全般的に上がっています。これは、工事の契約件数の減少に伴い、業者の受注意欲が高まり、入札における競争が激化したものと考えています。なお、資料2ページの事前・事後公表案件のくじ発生率については、4,500万円以上の工事のみを対象としているため、京都市全体の工事の入札状況とは異なっています。</p>
<p>◇最低制限価格制度がある限り、競争が激化すると、業者は最低制限価格近辺にはりつくということになるのか。</p>	<p>◇そのとおりです。最低制限価格の算入率を引き上げるよう改定していますが、平均落札率も連動して上がるため、最低制限価格近辺にはりつくこととなります。</p>
<p>◇データを一部だけ見ると、落札率が上がっているため、需給バランスが改善されているように見えるが、くじ発生率を見ると激しく競い合っている様子が分かる。落札率とくじ発生率を合わせて検証する必要がある。</p>	
<p>◇くじの発生について、どのような案件でくじが発生しやすくなっているか等傾向があれば教えてほしい。</p>	<p>◇くじが発生した案件を工種別に分析すると、舗装工事、路面の塗装工事等で、くじ発生率が高くなっています。これらの工事は工事内容がシンプルで積算がしやすいためであると考えています。</p>
<p>◇このような案件は誰が見積もっても同じような金額になりやすく、くじが発生してもやむなしと考えているのか。</p>	<p>◇そのとおりです。</p>
<p>◇くじ発生において、2者でのくじが多いのか、3者以上の複数者でのくじの方が多いのか。</p>	<p>◇2者でくじとなる事例は珍しく、3者以上でくじになることが多くなっています。一方、企業の積算担当社員のやりがいがないという声もあり、その点を改善するためにも、事後公表案件の拡大や総合</p>

<p>◇契約件数が減少している厳しい状況であるが、業者数の推移はどのようになっているのか。</p> <p>◇技術力、経営基盤等がない業者は淘汰された上で、現在の業者数は推移していると考えてよいか。</p> <p>◇最低制限価格に集中するため積算のやりがいがないという議論もあったが、そもそも事後公表導入の背景には、積算能力の低い業者を排除して、公平性を担保するという考えがあったはずである。現状を肯定的に捉えれば、積算能力の低い業者が排除され、優良業者で競争になっていると考えられるため、前向きに評価してもよいと考える。</p> <p>◇資料3ページの業務委託の他に、どのような業務委託があるのか。</p>	<p>評価の採用を増やすなど検討していかなければならないと考えています。</p> <p>なお、近畿各府県では、全国的に見て落札率が低く、最低制限価格に集中してくじが発生している状況が見受けられます。</p> <p>◇京都府の入札参加資格者は府内業者が約2,300者、府外業者が約900者、計約3,200者です。H20年度以降は業者数はほとんど減少していません。H12年度には5,300者でしたが、国の政策等により、不良不適格業者の排除、中小零細の合併を進めたため、H20年度以降は業者数は安定しています。</p> <p>◇そのように考えています。今後は従業員が高齢化し、中心部以外では若い職員がいない等の地域間格差が問題になると考えています。</p> <p>◇入札制度等検討委員会では、測量、土質・地質調査、設計の建設コンサルタント等の業務を対象としています。この他に、入札監視委員会での審査対象としている、プロポーザル方式によるイベントの業務委託などの役務等の業務委託があります。</p>
---	---

(2) 平成 29 年度入札契約制度等の改善に向けた取り組みについて

意見・質問	回 答 等
◇適正工期の目安より少ない日数の工期は、発注者である府の責任と考えてよいのか。	◇そのとおりです。債務負担行為を設定していない工事は、繰越の議決前の公告段階では、適正工期未満となっており、議会の繰越承認後、工期延長しています。
◇工事を発注する前に、工期のチェック等を行う部署はないのか。また、議会や予算を議論する際の府の意識改革を進めないと、業者への負担が改善されないのではないか。	◇現在、債務負担行為を積極的に使うよう職員の意識改革を行っているところです。昨年度の第4四半期では、適正工期の工事は全体工事の約44%で、平成28年度当初予算における債務負担行為の活用は約2割となっており、今年度、建設交通部においては、10月以降に発注する工事については原則として債務負担行為を設定し、適正な工期を確保するよう指示しています。
◇本来、債務負担行為は2～3年の長期の工事に使うものとの理解だったが、現在、債務負担行為をとってもよいと言っているにも関わらず、債務負担をとる意識が現場で浸透しないのは何が原因なのか。	◇国においても、債務負担行為を積極的に活用する方向になったのはここ1年であることや、現場において債務負担行為への意識が薄いこと、債務負担行為を設定した工事の契約書等、実務的な手続きが浸透していなかったためと考えており、引き続き現場を指導していきたいと考えています。
◇週休2日制のインセンティブをどのようにつけるのか、府として具体的に何か考えているのか。	◇国においては、総合評価の評価項目において加点しています。府としては、実際に週休2日を確保した業者に対し、インセンティブを与える仕組みが良いと考えていますが、具体的には企業にヒアリングした上で検討していきたいと考えています。
◇天気による休み等もあり、週休2日制は何をもって週休2日と判断するのか等、評価するスキームをしっかりと検討していく必要がある。	◇週休2日制とする場合、工期が延びることにより、諸経費も増加するため、積算において割増する等の検討も必要であると考えています。 また、国においても週休2日から4週8休の確保を求める方向に変わってきており、工期中での休みの日数確保の方法についても議論を始めています。

<p>◇週休2日制の制度等に対し、京都府は国や他府県に取り組みが出遅れている感があり、しっかりと目標を立てて、検討されたい。また、実際にモデル工事を実施した近畿の府県とはどこか。</p>	<p>◇滋賀県と兵庫県です。</p>
<p>◇実際に導入している滋賀県と兵庫県から制度の導入について、ヒアリング等を行っているのか。</p>	<p>◇近畿府県が集まる会議の場で導入後の状況等に係る情報を聞いています。</p>
<p>◇京都府における社会保険の未加入率は低いが、どの保険にも加入していない者もいるのか。</p>	<p>◇どの保険にも加入していないのは、2者で、建設業許可を有していない零細な企業です。このような建設業許可を有していない業者に対し、どのようにフィルターをかけていくかは難しいところであり、国と同じくペナルティをかけるかについて、中小企業の多い京都府としては慎重に検討すべきと考えております。</p>
<p>◇零細企業であっても、悪質な業者にはペナルティを課すべきではないかと思うので、対応を検討されたい。</p>	<p>◇発注機関としてペナルティを課するというのではなく、まず、本来の指導機関である社会保険庁への通報を徹底していきたいと考えています。</p>
<p>◇ゆとりある工期の確保や週休2日制については、本当に出来るか疑問がある。業種・工種の違いや業者の事情等もそれぞれであり、週休2日制を一律にあてはめることにより、逆効果になるのではとも思う。 また、債務負担行為についても、積極的に活用する上で、財政状況の透明性の確保という観点から、財政運営上注視していかなければならないのではと思う。</p>	<p>◇債務負担行為については、京都府では財政当局とも議論した上で、年度当初から長期に渡るものや年度末に発注する工事については、工期の平準化を図る観点から債務負担行為の予算枠を確保しているため、これをしっかりと活用することが重要であると考えています。</p>
<p>◇事後公表の拡大においても、事前公表から事後公表に変更していく中で、府民への情報の公開と情報の共有も重要であると考えます。</p>	<p>◇府民への情報の公開や情報共有についても、しっかりと行っていきたいと考えています。</p>

(3) その他

意見・質問	回 答 等
<p>◇一者入札の継続の判断は誰がするのか。</p> <p>◇公告の段階で、一者入札の場合は継続しないということがわかるのか。</p> <p>◇企業にとって、一者入札による中止は負担になるため、一定配慮があれば良いと思う。</p> <p>◇案件によって一者入札になれば中止となることが事前にわかることも重要である。ただし、一者入札に伴う中止リスクが逆に一者入札や不調を招く原因にもなり得るため、慎重に対応する必要がある。</p> <p>◇ワーク・ライフバランス等の項目については、京都府では積極的に取り組んでいくということか。</p> <p>◇女性活用やワーク・ライフバランスに係る加点等の取り組みまで、入札制度の枠組みの中で行うべきかは、慎重に検討すべきと考える。</p>	<p>◇公所案件については、各公所に設置している指名委員会、本庁案件については競争入札運用委員会において判断します。</p> <p>◇公告文において、「入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある」と記載しています。</p> <p>◇現在取り組んでいる事例が少なく、認定企業も少ないことから、総合評価競争入札やプロポーザル方式の評価項目として適切か否かや、先行して実施している物品調達における取り組みとも併せて、今後積極的に検討していきたいと考えています。</p> <p>◇入札制度において取り組むべき事項なのか、週休2日制のように建設工事の実施過程において取り組むべき事項かも含めて、今後検討していきたいと考えています。</p>